

備品及び換金性の高い物品の管理

平成 29 年 1 月 21 日 地域安全学会理事会承認

1. 換金性の高い物品の範囲

換金性の高い物品の範囲は、一般社団法人地域安全学会経理事務規則第 24 条に定める準備品で、下記の各項目に示す物品とする。

- (1) パソコン（モニター含）
- (2) タブレット型コンピュータ
- (3) デジタルカメラ
- (4) ビデオカメラ
- (5) テレビ
- (6) 録画機器（録音機器含）

2. 備品及び換金性の高い物品の管理方法

- (1) 備品及び換金性の高い物品は、事務局が、管理番号、物品のシリアル番号、管理者、管理場所、管理開始日を物品管理簿として記録し管理するとともに、管理者は事務局から配布されたシールを貼付し、適切に管理する。
- (2) 上記品目は、購入後 6 年間管理を実施し、廃棄時に廃棄手続きを行い、物品管理簿に記録する。物品の廃棄は、売却、無償譲渡、廃棄、その他の処分（転用等）をしなければならない。

3. 実施開始年月日

平成 29 年 1 月 21 日